No. 74

発行 15.4.22

JR東労組 業務部

┗ 2014政策フォーラムの提言実現に向けた団体交渉

第3項 運転取扱実施基準管理規定第4章の第9条を遵守すること。また、突発的な対応でも担当線区外を乗務させないこと。

会社回答文

「実施基準管理規程等を遵守して取り扱うこととなる。/



回答書に「実施基準管理規程を遵守す る」とあるが、規程のどの部分を示して いるのか。



実施基準管理規程第9条と第10条を遵守 するべきと考えている。

今回の適用は、特に第10条になる。



この事象は、2014年5月28日横須賀線 品川~西大井間の目黒川信号所でポイ ント不転換が発生し、車掌を担当線区外 を乗務させたが、会社として、当時の判 断は「正しかった」ということか。



いくつかの選択肢はあったが、担当線区以 外の乗務区間外に行ったのがベストとは思っ ていない。



今回の事象を教訓として、担当線 区以外は乗務させないこと。



「指摘の通りである」

本来なら、送り込みをするべきであり、 缶詰になる事を恐れた対グであった。



今回の事象を教訓に担当線区外に 乗務をさせない。

送算書房であっても担当線区外に重務させ

第8項 出向社員の事務手続きについて、事務センターとのやり取りか煩雑なっている現実を鑑み、出向者が一力所に集中している 現業機関については、扶養親族認定や年末調整等の事務手続きが集中する繁忙期、現場内に相談窓口を一定期間設けること。 また、事務センターとの再郵送料金を会社負担とすること。



- 新津事業所の組合員は若年出向をして、業務にあたっている。
- 事務手続きでは、従来まで相談できたものが事務センターに変わり、戸惑いを抱いてい る。解消するべきである!



- ・各支社の判断で対応している。
- ・今回は(事業移管に伴い)、新潟支社の判断で新津事業所にデポを設置した。
- ・しかし、今後必ずとは言えない。各支社での判断となる。

事務センターの労働条件もあるが、柔軟な体制を各支社で検討すべきである。

・ 申込期限など早く知らせたり、個別に行ったり臨機応変に継続して進めていく

出向した組合員に、事務手続きが不慣れな部分を 本社、支社、事務センター含めてフォローする

